

令和8年度地方税制改正の概要(県税関係)

以下の内容は、令和8年4月1日現在の法令等に基づくものです。

1 個人住民税【令和9年1月1日施行】

所得税の諸控除の見直しのほか、個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次のとおり改正します。

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：65万円 → 改正後：74万円 ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前：最高95万円 → 改正後：最高104万円 (給与収入200万円相当以下) (給与収入665万円相当以下) ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置
③扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：58万円 → 改正後：62万円
④ひとり親控除の見直し	改正前:30万円 → 改正後:33万円 ※令和10年度分から適用	改正前：35万円 → 改正後：38万円 ※令和9年分所得から適用

2 自動車税環境性能割

自動車税環境性能割について、令和7年度末をもって廃止します。これに伴い、「自動車税種別割」の名称を「自動車税」に変更します。

3 軽油引取税

軽油引取税の当分の間税率について、令和8年4月1日に廃止します。これに伴い、税率が1Lあたり32.1円から15円となります。